

# 平成27年度社会福祉法人あま市社会福祉協議会事業計画

## 1 基本方針

少子高齢化、家族機能の脆弱化、一人暮らし高齢者世帯の増加、住民同士の関係の希薄化等、地域社会をとりまく状況は年々変容しています。このような状況のなか、誰もが地域社会の一員として、住み慣れた街で安心して暮らしていくためには、公的なサービスの充実や運用の改善とともに、日常生活圏域における支援ニーズの把握、日常的な見守り、交流、支えあい等、豊かな地域福祉活動を欠くことはできません。これらの取り組みの充実に向け、社会福祉協議会が従来から取り組んできた小地域福祉活動やボランティア・市民活動の振興・支援の一層の拡充を図り、多様な生活課題や福祉課題に対応していく必要があります。

また、社会的な孤立・孤独や新たな貧困に起因する生活問題の増大等、社会福祉協議会が取り組むべき課題への対応力を強化するため、平成26年3月に策定した「あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画」の着実な展開とともに、その成果や課題を取りまとめ、計画の具体化を推進します。

## 2 個別事業（別紙参照）

### ○ 日常生活自立支援事業（新規）

本事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方々に対して、利用者本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助をはじめ、金銭管理、書類預かり等のサービスを、専門員が作成した計画に基づき生活支援員が援助を行うものです。

### ○ 市つなぎ資金貸付事業（新規）

生活保護申請者及び被保護者に対して、必要なつなぎ資金及び不時の出費の為に必要とする小口資金を貸付けることにより生活を保全し、経済的自立を支援することを目的に行うものです。

### ○ 安心支え合いネットワーク事業

2025年問題や介護保険制度の見直しに対応するため、ボランティア活動の充実を図ります。

見守り活動（外観観察による見守り）、声かけ活動（戸別訪問による見守り）に加えて、特に、安心電話（電話による見守り）、お助け活動（ゴミ出し支援などのお手伝い）について、電話設備の整備やボランティア養成講座を開催し、一人暮らし高齢者等の孤立化や課題の深刻化の防止を図ります。

## 平成27年度あま市社会福祉協議会事業計画(個別事業)

区分	事業名	摘要	
		事業の概要	事業内容
法人運営	会員募集	地域福祉の推進を図るため、必要な財源を確保することを主旨として、普通会员及び法人会員の募集を実施します。	強化月間(6月、7月) ・法人会員(法人及び事業所等) 年額 1口 3,000円 ・普通会员(個人) 年額 1口 500円
	地域福祉活動計画の進捗・評価	本活動計画の計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5か年となります。進捗状況などを継続して点検・評価・分析し、必要な見直しを行います。	地域福祉活動計画策定委員会を開催して、進捗状況を確認して、点検・評価・分析を行います。
企画・広報	社協だより	地域住民に社会福祉協議会及び活動状況等を発信致します。	年4回発行 平成27年4月、7月、10月 平成28年1月
	社協ホームページ	最新情報を掲載するほか、バナー広告掲載の募集をします。	随時更新 バナー広告の掲載
地域福祉推進事業	平和祈念式典	戦没者及び戦争犠牲者並びに、今日のあま市を築いた市内の物故者に哀悼の意を表すとともに、世界の恒久平和を祈るために平和祈念式典を実施します。	期 日 平成27年8月1日(土) 場 所 甚目寺公民館 大ホール
	配食サービス	市内在住の概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯またはこれに準ずる世帯若しくは身体障がい者であって、食事をつくるのが困難な方を対象に配食サービスを実施する。 配食にあわせて、健康維持及び安否確認を行います。	実施日 毎週火曜日・木曜日・土曜日 週2回まで利用可能 利用者負担金 1回 300円
	寝具洗濯乾燥消毒サービス	市内在住の概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障がい者であって、老衰、心身の障がい及び傷病等の理由により寝具類の衛生管理が困難な方を対象に在宅介護上必要な寝具の洗濯乾燥消毒サービスを実施します。	乾燥 年4回(4月・8月・10月・2月) 洗濯 年2回(6月・12月) ※1回につき寝具4枚まで 利用者負担金 無料
	車いす貸出	市内在住の他制度を利用できない方で疾病・外泊等により車いすを必要とする方に車いすを貸出を行います。	貸出期間 原則として、1ヶ月以内。ただし、期間内であっても車いすを必要としなくなった場合は速やかに返却する。 費用 無料。返却時に破損している場合は、利用者は修繕費を実費負担する。

## 平成27年度あま市社会福祉協議会事業計画(個別事業)

区分	事業名	摘要	
		事業の概要	事業内容
地域福祉推進事業	ふれ愛エンゼルシッター	社会全体で子育ての支援をすることを目的に、各種事業に専門員を派遣します。	あま市公共施設(公民館・体育館・保育園)等で開催する各種教室や講演会等へシッターを派遣します。
	福祉教育 (社会福祉協力校)	小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象に、福祉に対する実践学習の機会を提供し、福祉への理解と関心を高めるため福祉教育を行う。	対 象 あま市内 小学校 12校 中学校 5校 高等学校 2校 内 容 福祉実践教室など社会福祉関連事業の実施
	健康福祉まつり	各種団体・ボランティア活動紹介・演芸・福祉バザー・ゲーム等を通じて地域福祉の啓蒙と健康に関する理解を深めるため、健康福祉まつりを行う。	期 日 平成27年11月15日(日) 場 所 美和総合福祉センターすみれの里 (予定)
共同募金配分事業	ふれあい・いきいきサロン推進事業	地域に居住する高齢者等が、生きがい・健康づくりを気軽に行うことができ、地域においての閉じこもりや孤立化を防止する為の身近な活動拠点の場としてサロン事業を推進して行きます。	サロン設置状況(H.27.03.05現在) 市内:19か所
	身体障がい者ふれあいグラウンドゴルフ大会	誰でも楽しめるスポーツであるグラウンド・ゴルフを通じて、身体に障がいをもった方たちとの“ふれあい”を深めるため大会を実施します。	期 日 平成27年6月6日(土) 場 所 森グラウンド 対象者 市内在住の身体に障がいのある人
	子ども会親子ふれあい遠足	市内の子ども会会員及び保護者を対象に開催し、子ども会活動の活性化及び親子の絆を深めるために、親子ふれあい遠足を実施します。	期 日 平成27年8月 対象者 あま市子ども会連絡協議会加入の親子
	心身障害児・者バスハイク	市内に居住する心身障がい児者を対象に、バスハイクを通じ心身障がい児者相互の親睦を図ることにより、心身障がい児者の孤立化を防ぐために実施します。	期 日 平成27年10月 対象者 あま市に住所を有し身体障害者手帳、療育手帳を所有する方及び18歳以上の介護者(介護が必要な方に限る)
	車いす専用車貸出	市内在住の車いす利用者であって、運転手を確保できる方に、車いす専用車の貸出しを行います。	貸出期間 1日:月曜日から土曜日 午前9時から午後5時まで 日曜日、国民の祝日 1月1日～4日 } は除く。 12月28日～31日 } 費 用 無料。ただし、次に該当する費用は申請者の負担となる。 ※通行料・駐車料及びその他の費用 ※貸出しを受けている期間中に発生した事故等による車両の修繕費

## 平成27年度あま市社会福祉協議会事業計画(個別事業)

区分	事業名	摘要	
		事業の概要	事業内容
共同募金配分事業	ひとり親家庭等野外研修	ひとり親家庭等を対象に野外研修を実施することにより親子のふれあいを深め、ひとり親家庭同士の交流を図るために実施します。	期日 平成27年11月 対象者 あま市に住所を有し父又は母及び父母のいない20歳未満の子とその保護者 あま市母子寡婦福祉会会員とその子 (大学2年生まで可能 但し学生証の提示が必要)
	クリスマス会	市内在住の療育手帳所持者を対象に、クリスマスをテーマとした交流会を開催し、参加者相互の交流及び親睦を深めるために実施します。	期日 平成27年12月19日(土) 場所 甚目寺総合福祉会館 対象 市内在住の療育手帳所持者及びあま市中心身障害児者保護者会員 参加費 無料
ボランティア事業	安心支えあいネットワーク事業	住み慣れた地域で安心して生活できるように、自宅の外観観察による見守り活動、戸別訪問による声かけ活動、ゴミ出し等の手伝いをするお助け活動、電話による安否確認を行う安心電話活動の拡充を図ります。	実施日 ボランティアの方が随時活動 対象 市内在住の一人暮らし高齢者 高齢者のみの世帯等 費用 無料
	ボランティア育成・助成	幅広い市民の地域活動への主体的な参加を促進し、ボランティア活動の活性化を図るため、養成講座を実施しボランティア活動の推進を図り、ボランティア活動を行う団体に対する助成を行います。	育成(養成講座) □電話ボランティア養成講座 □ボランティア養成・フォローアップ講座 □買い物支援ボランティア養成講座 □手話奉仕員養成講座 助成(ボランティア団体) 15団体 福祉活動を目的としたボランティア団体を対象に助成します。
	ボランティアセンター事業	地域住民の福祉やボランティアに関する情報提供や参加の促進などさまざまな支援を行います。 また、あま市との連携・協働を図り、センターの運営、活動支援、市民活動に積極的な展開を行います。	ボランティアに関する相談、登録、紹介、連絡調整、情報収集・提供、ボランティア保険の受付などを行います。 ボランティア・市民活動の推進を図ります。 各種養成講座を行い、人材育成を行います。
介護保険事業	寝たきりや認知症などにより介護が必要な方や家事や身のまわりのことなど、日常生活上の支援が必要な方に福祉サービスの提供を行います。	居宅介護支援事業所 介護支援専門員を配置し、要介護認定等申請の代行や介護サービス計画の作成及び介護サービスを利用する時の相談窓口を行います。 訪問介護事業所(ホームヘルプサービス) ヘルパーが家庭を訪問し食事、入浴、排泄の介助や炊事、清掃、洗濯といった家事など日常生活上の手助けを行います。 通所介護事業所(デイサービス) 施設に通い、食事・入浴の提供や、日常動作訓練などを行います。	

## 平成27年度あま市社会福祉協議会事業計画(個別事業)

区分	事業名	摘要	
		事業の概要	事業内容
施設管理	指定管理受託施設	総合福祉センターが公の施設であることを常に念頭におき、公平な利用に供し、安定的かつ継続的なサービスの提供を行います。	<p>老人福祉センター 健康の増進、教養の向上及びレクレーション等の便宜を供与する。</p> <p>七宝福祉作業所・美和ひまわり作業所 くすのきの家・くすのきの家(西館) 心身障がい者に必要な訓練を行い、かつ実際に作業を行い収入を得て、自活を図ります。</p> <p>地域福祉センター 地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた、各種相談、入浴・給食サービス、ボランティアの養成及び活動の場の提供等、住民の参加の下に、地域の実情に応じた各種事業を実施し、もって地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的に実施します。</p>
相談支援事業	障害相談支援	障害相談支援事業体制の充実 指定特定相談支援事業、児童・障害児相談支援事業として、身体・知的・精神に障がいのある人を対象に支援活動を行います。	<p>利用者の有する能力及び適性に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう身体障がい者・知的障がい者等の相談・サービスの提供等を行います。</p> <p>①総合的な相談支援 ②福祉サービスの利用援助及びサービス等利用計画の作成 ③社会資源を活用するための支援 □社会生活力を高めるための支援 ⑤生活の継続に必要な直接的な支援 ⑥専門機関との連携・紹介 ⑦障害者総合支援協議会への協力</p>
障害福祉サービス事業	就労継続支援B型	雇用されることが困難な知的障がい者に、社会参加の場を提供し、生産活動及び生活指導等の支援を行います。	<p>就労継続支援B型事業 生産活動による職業訓練および日常生活指導等を実施します。</p>
	生活介護	常時介護等を必要とする知的障がい者の方が安定した生活を営めるように介護や日常生活上の支援を行います。	<p>生活介護事業 創作活動や日常生活訓練を中心としたプログラムを提供し、身辺自立や社会性の向上を目指します。</p>
事業	総合相談・生活支援 心配ごと相談	広く地域住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、社会資源を有効に活用できるように適切な助言・援助を行います。	<p>実施日及び場所 第1木曜日 美和総合福祉センターすみれの里 第2木曜日 甚目寺総合福祉会館 第3木曜日 七宝総合福祉センター ※都合により開催日を変更する場合があります。 相談員：民生委員・児童委員、主任児童委員 内容：相談受付・助言等</p>

## 平成27年度あま市社会福祉協議会事業計画(個別事業)

区分	事業名	摘要	
		事業の概要	事業内容
総合相談・生活支援事業	法律相談	愛知県弁護士会と業務委託契約を結び、相談者へ専門的な立場から相談に応じ、適確な助言を行います。	実施日及び場所 第1・3木曜日 甚目寺総合福祉会館 第2木曜日 美和総合福祉センターすみれの里 第4木曜日 七宝総合福祉センター ※都合により開催日を変更する場合があります。 相談員：弁護士 内 容：法律相談等（予約制）
	司法書士による相続・登記相談	愛知県司法書士会と共同主催にて事業実施し、専門的な立場から相談に応じ、適確な助言を行います。	実施日及び場所 毎月最終木曜日 甚目寺総合福祉会館 偶数月最終木曜日 美和総合福祉センターすみれの里 奇数月第二木曜日 七宝総合福祉センター ※都合により開催日を変更する場合があります。 相談員：司法書士 内 容：相続・登記等（予約制）
	日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)	日常生活に不安を抱える認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者の方に対して福祉サービスを利用する支援を行います。愛知県社会福祉協議会と連携して、円滑に自立支援サービスを提供します。	専門員及び生活支援員を設置し、利用者の現状に合わせた支援計画を作成し、サービスを実施します。 ・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理サービス ・書類等の預かりサービス
貸付事業	生活福祉資金貸付事業	低所得世帯等に対して、低利息または無利子での資金貸付と民生委員による必要な援助指導を行います。	民生委員・児童委員への周知や、ケースワーカー、ホームヘルパー、障がい者相談員、介護支援専門員等と連携して、各種貸付制度等を「福祉サービス」の一つとして考え、貸付条件に該当するようなケースに対しては積極的に対応します。 愛知県社協と連携して、窓口における相談支援、ホームページでの紹介、さらにハローワーク等関係機関と連携した制度の案内などの広報活動も実施します。
	くらし資金貸付事業	生活の不安定な低所得世帯に対して、生活費、医療費、その他くらしを営むうえで必要な資金の貸付を行います。	
	市つなぎ資金貸付事業	生活保護申請者に対して、保護費支給までに必要なつなぎ資金及び不時の出費の為に必要な小口資金の貸付けを行います。	